

2005年度  
民事訴訟法講義  
7

関西大学法学部教授  
栗田 隆

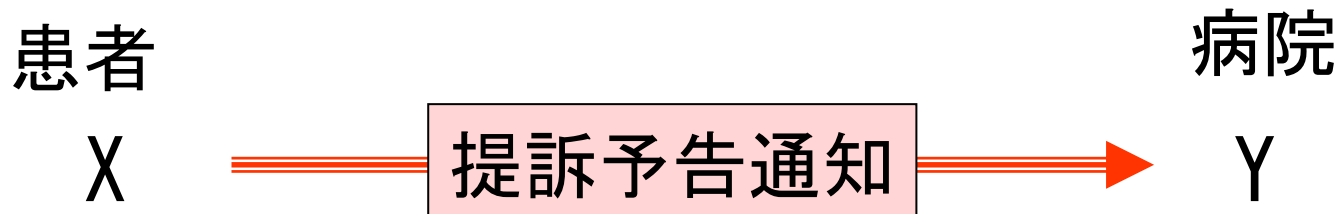
# 第7回

---

1. 提訴予告通知制度
2. 提訴前照会
3. 提訴前の証拠収集処分

# 提訴予告通知（法132条の2）

医療過誤ではないだろうか？  
判断資料が欲しい。



1. 提訴前照会ができる
2. 証拠収集処分の申し立てができる

# 提訴予告通知

---

- 提訴予告通知は、「訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知」である。
- この通知は、書面（132条の2第1項）でしなければならない。
- 代理人がいる場合には、代理権証明文書を添付する。

# 予告通知書の記載事項

---

**形式的記載事項1**      予告通知者及び相手方の氏名  
又は名称及び住所、並びにそれらの代理人の氏  
名及び住所（同1号）。予告通知の年月日（同2  
号）。

## 実質的記載事項

**形式的記載事項2**      予告通知書作成者（予告通知  
者またはその代理人）の記名押印

# 予告通知書の実質的記載事項

- 第132条の2第1項の規定による予告通知である旨（規則52条の2第1項3号）
- 提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点（法132条の2第3項）。これらは、具体的に記載しなければならない（規則52条の2第2項）。
- 可能なかぎり、訴え提起の予定時期（規則52条の2第3項）

# 予告通知に対する返答

---

- 予告通知書に記載された請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を回答すること。
- 返答は、書面でする。

# 返答書の記載事項（規則52条の3）

形式的記載事項1      132条の3第1項の規定による返答である旨、返答の年月日、予告通知者及び被通知者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの代理人の氏名及び住所

実質的記載事項      請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨

形式的記載事項2      返答書作成者（被通知者またはその代理人）の記名押印



# 返答責任

---

- 予告通知に対する返答自体は義務とされていない。
- しかし、返答をしなければ、被通知者は照会および証拠収集処分の申立てをすることができないという形で、返答責任を負わされている。

# 予告通知者の提訴前照会

- 通知者は、予告通知をした日から4月以内に関り、被通知者に対して、「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかなる事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をする」ことができる。
- 例： 医療事故により損害を受けた患者が病院を提訴しようとする場合に、手術に関与した看護師の氏名・住所を照会する。

# 照会禁止事項（132条の2第1項）

- 1号 当事者照会における照会禁止事項（第163条各号）
- 2号 生活支障事項（第三者のそれを含む）
- 3号 営業秘密事項（第三者のそれを含む）
- 但し、2号または3号については、被通知者の回答を第三者が承諾した場合には、照会禁止事項から除外される。

# 照会書の記載事項（規則52条の4第2項）

形式的記載事項1 照会者及び被照会者並びにこれらの代理人の氏名、照会の根拠となる予告通知の表示、照会の年月日

実質的記載事項

1. 照会事項及びその必要性、
2. 第132条の2第1項の規定により照会をする旨、
3. 回答期間

形式的記載事項2 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリの番号、照会書作成者（照会者またはその代理人）の記名押印

# 回答書の記載事項（規則52条の4第3項）

形式的記載事項1 照会者及び被照会者、並びに  
それらの代理人の氏名、照会の根拠となる予告  
通知の表示、回答の年月日

実質的記載事項

1. 照会事項に対する回答
2. 回答を拒絶する場合には、その拒絶理由

形式的記載事項2 回答書作成者（被照会者又は  
その代理人）の記名押印

# 被通知者からの照会

---

- 被通知者が予告通知に返答をすると、彼も提訴前照会をすることができる。
- 4ヶ月の照会可能期間の起算点は、返答の時ではなく、予告通知がなされた時である。返答が遅れれば、それだけ照会可能期間も短くなる。

# 照会の例

---

- 交通事故による損害賠償請求事件で、被通知者（加害者）が事故と通知者（被害者）の症状との因果関係について主張・立証の準備をするために、通知者の既往症並びに診療機関名とその所在地について照会する。
- もっとも、132条の2第1項2号に該当する場合には、そのことを理由に回答を拒絶できる。

## 提訴前の証拠収集処分（132条の4）

- 通知者および返答をした被通知者は、「予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要なことが明らかでない証拠となるべきもの」について、証拠収集処分を申し立てることができる。
- 1号処分（文書の送付嘱託）
- 2号処分（調査の嘱託）
- 3号処分（専門家の意見陳述の嘱託）
- 4号処分（執行官による調査）



# 提訴前の証拠収集処分の申立て

---

- 申立権者： 提訴予告通知者と返答をした被予告通知者。
- 申立期間： 提訴予告通知がなされた時から4ヶ月（不変期間）。但し、相手方の同意があれば、その後でもできる。

# 申立書の記載事項（規則2条・52条の5第2項）

- 当事者の表示（規則2条1項1号・52条の5第2項1号）
- 申立てに係る処分の内容（同2号）
- 予告通知に係る請求の要旨及び紛争の要点（同3号）
- 立証されるべき事実（法132条の6第5項・180条1項）、及びこれと処分により得られる資料との関係（規則52条の5第2項4号）
- 自力収集が困難である事由（同5号）。
- 4月の不変期間を遵守したこと、又はその期間経過後の申立てにあっては相手方の同意があること（同6号）。
- 各処分特有事項（規則52条の5第3項・4項）

# 管轄裁判所

- 申立ては、次の地を管轄する地方裁判所にする（132条の5）。
- 1号処分 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地、又は、文書所持者の居所。
- 2号処分 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地、又は、調査の囑託を受けるべき官公署等の所在地
- 3号処分 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地、又は、特定の物につき意見の陳述の囑託がされるべき場合における当該特定の物の所在地
- 4号処分 調査に係る物の所在地

# 本案の要件—積極的要件

---

- 処分により得られる資料が、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要なことが明らかな証拠となるべきものであること
- 申立人がこれを自ら収集することが困難であること

# 本案の要件—消極的要件

---

- その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないこと

# 処分の手続 (1) 1号・2号処分

- 1号処分 文書送付の期間を定めて、文書の送付を囑託する。文書の送付があった場合には、申立人および相手方に通知し、これらの者の利用に供するため、文書を1月間保管する。
- 2号処分 調査結果の報告の期間を定めて、調査を囑託する。報告は書面です。報告書の送付があった場合には、申立人および相手方に通知し、これらの者の利用に供するため、書面を1月間保管する。

## 処分の手続（2）3号処分

- 意見陳述をすべき専門家は、裁判所が指定する（132条の6・213条）。
- 意見陳述の期間を定めて、その者に意見陳述を囑託する。意見陳述は、書面である。
- 陳述書の送付があった場合には、申立人および相手方に通知し、これらの者の利用に供するため、書面を1月間保管する。

## 処分の手続 (3) 4号処分

- 執行官は、調査を実施する日時及び場所を定め、申立人及び相手方に対し、その日時及び場所を通知する。
- 報告は、書面です。記載事項：
  1. 調査をした執行官の氏名、
  2. 調査に係る物の表示、
  3. 調査に着手した日時及びこれを終了した日時、
  4. 調査をした場所、
  5. 調査に立ち会った者がいるときはその氏名、
  6. 調査を命じられた事項並びに調査の結果



# 事件記録の閲覧等

- 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、証拠収集処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる（132条の7）。